

インターネット上に公開された個人に関する情報等の
取扱いに関する研究会(第2回会合)

議事要旨

1. 日時：平成29年8月7日(月)16:00～17:30

2. 場所：総務省11階 第3特別会議室

3. 出席者

(1) 構成員

新美育文座長、石井夏生利構成員、大谷和子構成員、上机美穂構成員、桑子博行構成員、
小向太郎構成員、宍戸常寿構成員、曾我部真裕構成員、森亮二構成員

(2) オブザーバー

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 木村孝 会長補佐

一般社団法人セーフティーインターネット協会 中山明 副会長

Google APAC 矢野敏樹 プライバシー及びセキュリティ公共政策担当

ヤフー株式会社 吉田奨 コーポレートインテリジェンス本部 政策企画部 部長

法務省 前田敦史 人権擁護局 調査救済課長

(3) 総務省

渡辺総合通信基盤局長、古市電気通信事業部長、小笠原総合通信基盤局総務課長、

竹村事業政策課長、内藤データ通信課長、小津国際経済課企画官、

大村消費者行政第二課長、岡本消費者行政第二課企画官、梅本消費者行政第二課専門職

4. 議事要旨

(1) 開会

- 総務省の人事異動があったため、渡辺総合通信基盤局長が挨拶を行った後、前回から変更のあった総務省側の参加者が紹介された。

(2) 構成員からの報告

- 桑子構成員より、資料1に基づき、違法・有害情報相談センターを活用した権利侵害情報への一層迅速な対応の実現に向けた具体的方策についての報告が行われた。
- 石井構成員より、資料2に基づき、国内外での削除請求事案等に関する報告が行われた。

(3) 事務局からの報告及び説明

- 事務局より、インターネット上の情報に関する最近の国内外の動きが紹介された。
 - ・ 海外の事例として、資料3に基づきドイツのソーシャルネットワークにおける法執行の改善に

関する法律(ネットワーク執行法)が紹介された。

- ・ 国内の事例として、資料4に基づき大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例が紹介された。

(4) 質問・意見交換

- 石井構成員からの報告について、主に以下のような意見があった。
 - ・ (資料2・10頁のカナダの削除請求に関する事例②について)退職者の情報の削除ということなら、不正確な情報を訂正する権利の問題として扱われるべきと思われるが、忘れられる権利の問題となり削除が認められなかったのは疑問があるところ。
 - ・ (資料2・11頁のケベック州について)ケベック州にはもともと民法の中にプライバシーに関する規定があり、同州の個人情報保護法は民法規定を受ける形で制定されているという点が特徴的。連邦法である PIPEDA 自体はあくまで事業者が営利活動を行う中で取り扱う個人情報に関する規制だが、州レベルの個人情報保護法の中には、民法との関わりでプライバシー侵害を不法行為として扱い、差止請求を認める規定を置くものもある。
- 事務局からのドイツのネットワーク執行法の紹介について、主に以下のような意見があった。
 - ・ ネットワーク執行法では、ドイツ刑法の諸規定に該当する書込みが削除の対象になるということだが、ソーシャルネットワークの書込み・閲覧はドイツ国外でも行えることから、法の適用対象は具体的にどの範囲なのか、越境適用があるのかといった点について情報が欲しいところ。
 - ・ 登録利用者数が 200 万人未満の場合は義務を免除されるということであれば、匿名掲示板のように、登録せずに書き込めるサイトは対象外であるように思われ、不均衡感がある。
 - ・ 同法に基づいて削除がなされた場合に、削除をされた人、削除を申し立てた人及びプラットフォームの間でどういった利害調整がなされるのか知りたいところ。
- 事務局からの大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例の説明について、主に以下のような意見があった。
 - ・ (条例により、プロバイダ等に対し投稿者の実名の開示を義務付けることができるかという点については、)電気通信事業法やプロバイダ責任制限法といった法律を総合的にみて、国の立法者が、権利侵害コンテンツの発信を理由として発信者情報を開示させる制度を、国の法律レベルでのみ設置可能とする趣旨と解釈されるのか、それとも条例レベルでの設置も許容する趣旨と解釈されるのかが論点となる。
 - ・ この大阪市の条例における実名公表は、制裁的な公表ではないとの前提で作られているようだが、やはり制裁的な公表と捉えるのが適切と思われる。そうすると、表現の自由の制限として実名の公表が許されるかどうかは、条例の留保や適正手続保障、そして何よりも比例原則

が論点となり、ヘイトスピーチの定義が実名公表という制裁に値するほど十分に絞り込めているか、実名を公表するほどの必要性があるのか、あるいは、実名公表という制裁がネット上でのヘイトスピーチの拡散を抑止するものとして法益の均衡がとれているか、といった点について議論が必要だろう。

- ・ 従来、インターネット上の違法・有害情報に対する条例による規制はなされてこなかった。これは、例えば大阪の条例により東京に所在する事業者に対して規制がなされる事態が生じ、条例の地域的な性格との関係で齟齬が生じることとなるからではないか。大阪市の条例により、東京の事業者の実名開示の義務付けを行おうとすれば、まさにその点が論点となる。
- ・ この大阪市の条例では、ヘイトスピーチについて、定義が相対的にかなり限定されていることや、ヘイトスピーチ審査会で客観的な認定がなされる仕組みになっていることからすると、この条例による発信者情報開示の義務付けは、プロバイダ責任制限法の発信情報開示との均衡からみても、制度的な工夫次第では、合憲となる余地もあるのではないかと考えられる。
- ・ プロバイダ責任制限法の発信者情報開示は、通信の秘密等とのバランスをとるために、権利侵害があり、かつそれが明白であることを要件としている。特定の人や団体に向けられたものではないヘイトスピーチは、そもそも権利侵害に当たるか問題。もしヘイトスピーチが公益上の悪ということならば、犯罪として定めた上で、裁判所の令状で発信者情報を開示させる形とすべきように思われる。

(了)